

岡山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年市条例第8号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条—第10条)
- 第2章 廃棄物の減量
  - 第1節 市の廃棄物の減量(第11条)
  - 第2節 事業者の廃棄物の減量(第12条—第15条)
  - 第3節 市民の廃棄物の減量(第16条・第17条)
- 第3章 廃棄物の適正処理
  - 第1節 一般廃棄物の処理(第18条—第30条の2)
  - 第2節 産業廃棄物の処理(第31条—第33条)
- 第4章 事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理(第34条—第41条)
- 第5章 生活環境の清潔保持(第42条—第45条)
- 第6章 生活環境影響調査結果の縦覧等(第45条の2—第45条の4)
- 第7章 廃棄物処理手数料等(第46条—第49条)
- 第8章 雑則(第50条—第52条)
- 第9章 罰則(第53条・第54条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより、資源循環型の社会の形成及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する情報の収集及び調査研究等に努めなければならない。

4 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

5 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

(指導又は助言)

第4条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において、適正に処理しなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により再利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物又は再利用の対象となる物を分別して排出すること等により、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

(相互協力)

第7条 市、事業者及び市民は、廃棄物の発生の抑制、再利用による減量及び廃棄物の適正な処理並びに地域の清潔保持に関し、相互に協力し、連携しなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第8条 市長は、法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に基づいて、一般廃棄物の処理等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市長は、一般廃棄物処理計画を策定したときは、これを告示するものとする。

第9条 削除

(リサイクル推進員)

第10条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関し熱意と識見を有する者のうちから、リサイクル推進員を委嘱することができる。

2 リサイクル推進員は、一般廃棄物の発生の抑制、再利用による減量及び一般廃棄物の適正な処理のために、市の施策への協力、市民に対する指導、助言その他の活動を行う。

3 前2項に定めるもののほか、リサイクル推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

第2章 廃棄物の減量

第1節 市の廃棄物の減量

(市が行う廃棄物の減量)

第11条 市は、再利用の対象となる物の分別収集及び廃棄物の処理施設での資源回収等を積極的に行うことにより、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市長その他の市の機関は、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

第2節 事業者の廃棄物の減量

(事業系廃棄物の減量)

第12条 事業者は、再利用の対象となる物の分別の徹底を図る等再利用を促進するための必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

(廃棄物の発生抑制等)

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確保等により、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(再生資源の利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第1項に定める再生資源をいう。)及び再生品を利用するよう努めなければならない。

(再利用の自己評価等)

第14条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用の容易性についてあらかじめ自ら評価し、再利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再利用の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

(適正包装等)

第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない。

第3節 市民の廃棄物の減量

(市民の自主的な活動)

第16条 市民は、再利用の対象となる物の分別を行うとともに、集団資源回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

(商品の選択)

第17条 市民は、商品の購入に際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 一般廃棄物の処理

(市の一般廃棄物の処理)

第18条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を処理するものとする。

2 市は、一般廃棄物処理計画に従い、事業系一般廃棄物を家庭系廃棄物の処理に支障が生じない範囲内において処理するものとする。

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第19条 市民及び事業者は、自ら一般廃棄物を処理する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条及び第4条の2に定める基準に従わなければならない。

(一般廃棄物の処理委託)

第19条の2 市民は、自ら排出した一般廃棄物の収集、運搬又は処分について、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業とする者に委託する場合には、法第7条第1項又は第6項の規定により許可を受けた者その他環境省令で定め

る者(以下これらを「一般廃棄物処理業者」という。)以外の者に委託してはならない。

- 2 何人も、一般廃棄物の収集、運搬又は処分について、一般廃棄物処理業者以外の者に委託するようそのかし、斡旋し、又は仲介してはならない。
- 3 一般廃棄物処理業者以外の者は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分を受託する旨の広告、宣伝その他の勧誘行為を行ってはならない。

(一般廃棄物の処理の届出)

第20条 市民及び事業者は、市が実施する一般廃棄物の収集、運搬及び処分を必要とし、又は必要としなくなった場合は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(多量排出事業者に対する市長の指示等)

第21条 市長は、規則で定める量以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬方法その他必要な事項を指示することができる。

- 2 事業者は、事業系一般廃棄物を市の処理が容易になるように、あらかじめ焼却、破砕、圧縮、脱水等の中間処理をして排出するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、事業系一般廃棄物を適正に分別して排出しなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

第21条の2 [第24条第3項](#)の規定により設置されたごみ集積場に置かれた廃棄物のうち、古紙、ガラスびん、缶その他再利用の対象となる物として市長が規則で指定するものについては、市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

- 2 市長は、[前項](#)の規定に違反して、収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(処理困難性の自己評価等)

第22条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について、あらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

- 2 事業者は、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難となるものについては、自ら回収する等適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第23条 市長は、製品、容器等で、廃棄物となった場合に、市における適正な処理が困難となる物を適正処理困難物として指定することができる。

- 2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、事業者自らの責任で、その回収等の適切な措置を講ずるよう要請することができる。

- 3 市民は、[前項](#)に規定する事業者が適正処理困難物の回収等の措置を講ずるときは、これに協力しなければならない。

(家庭系廃棄物の排出方法等)

第24条 市民は、自ら処分しない家庭系廃棄物については、市の処理計画に従い、適正に分別し、保管し、及び排出しなければならない。

- 2 市民は、家庭系廃棄物(粗大ごみを除く。)を排出する場合は、規則で定める排出日時及び排出方法を遵守し、所定の集積場又は場所へ持ち出さなければならない。

- 3 [前項](#)に規定する家庭系廃棄物の集積場は、あらかじめ市長の同意を得て、市民が共同で設置するものとし、当該市民は清掃を行うこと等により、その集積場を適切に管理しなければならない。

- 4 市民は、粗大ごみを排出する場合には、規則で定めるところにより、所定の場所へ持ち出さなければならない。

(共同住宅等廃棄物管理責任者等)

第25条 規則で定める共同住宅等の所有者又は管理者(以下「共同住宅等の所有者等」という。)は、当該共同住宅等から排出される家庭系廃棄物の管理責任者(以下「共同住宅等廃棄物管理責任者」という。)を選任し、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。共同住宅等廃棄物管理責任者を変更したときも、また同様とする。

- 2 共同住宅等廃棄物管理責任者は、当該共同住宅等の居住者に対し、家庭系廃棄物が適切に排出されるよう規則で定める排出日時及び排出方法を周知し、集積場の適切な管理等について指導しなければならない。

- 3 共同住宅等の居住者は、家庭系廃棄物を排出する場合は、規則で定める排出日時及び排出方法を遵守し、所定の集積場に持ち出すとともに、清掃を行うこと等により、その集積場の適切な管理に努め、共同住宅等廃棄物管理責任者に協力しなければならない。

- 4 共同住宅等廃棄物管理責任者は、居住者が家庭系廃棄物を適切に排出しない場合は、自らの責任において適切な措置を講じなければならない。

- 5 共同住宅等の所有者等は、居住者が家庭系廃棄物を適切に排出せず、かつ、共同住宅等廃棄物管理責任者が適切な措置を講じないときは、自らの責任において適切な措置を講じなければならない。

6 規則で定める共同住宅等を建設しようとする者(以下「共同住宅等の建設者」という。)は、あらかじめ市長の同意を得て、当該共同住宅等又はその敷地内に、家庭系廃棄物の集積場を設置しなければならない。

(排出禁止物)

第26条 市民及び事業者は、一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 容積又は重量の著しく大きい物
- (6) 特別管理一般廃棄物
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生ずる物

2 市民及び事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(改善勧告)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該違反者に対し、期限を定めて改善その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 事業者が第21条第1項の規定による指示又は同条第3項若しくは前条の規定に違反していると認めるとき。
- (2) 市民が第24条又は前条の規定に違反していると認めるとき。
- (3) 共同住宅等の所有者等が第25条第1項又は同条第5項の規定に違反していると認めるとき。
- (4) 共同住宅等廃棄物管理責任者が第25条第2項又は同条第4項の規定に違反していると認めるとき。
- (5) 共同住宅等の居住者が第25条第3項又は前条の規定に違反していると認めるとき。
- (6) 共同住宅等の建設者が第25条第6項の規定に違反していると認めるとき。
- (7) 第19条の2第1項の規定に違反していると認めるとき。
- (8) 第19条の2第2項又は第3項の規定に違反していると認めるとき。

(改善命令等)

第27条の2 市長は、前条第8号の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その者に対しその勧告に係る措置を講ずべきことを命令することができる。

2 市長は、第21条第1項の指示に違反しているとして、前条第1号の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その者に対しその勧告に係る措置を講ずべきことを命令することができる。

3 市長は、前項の命令に違反した者について、その旨を公表することができる。

4 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、相手方に弁明の機会を付与しなければならない。

(動物の死体)

第28条 市民は、その飼育する動物の死体を自ら処分しないとき、又は遺棄された動物の死体を発見したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(処理施設の受入基準等)

第29条 市民及び事業者(市民又は事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)は、市の処理施設に一般廃棄物を運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、市民及び事業者が前項に定める受入基準に従わない場合は、当該一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

3 市長は、第1項の規定に違反する行為を認めるときは、当該行為者に対し当該行為について、規則で定める確認書を作成し、当該行為者に署名又は押印を求めるものとする。

4 市長は、第1項の規定に違反する行為を繰り返した者に対し、当該行為を繰り返さないよう勧告するとともに、期限を定めて改善その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

5 一般廃棄物収集運搬業者が前項の勧告に従わないときは、市長は当該業者に対し、期限を定めて市の処理施設への一般廃棄物の搬入の停止を命ずることができる。

(事業系一般廃棄物管理票)

第30条 市長は、規則で定める事業者が、その事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合は、規則で定めるところより、当該一般廃棄物の種類、排出場所その他の事項を記載した事業系一般廃棄物管理票(以下「管理票」という。)を提出させることができる。

2 前項に定める事業者は、その事業系一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者に委託して、市長の指定する処理施設に運搬する場合は、当該一般廃棄物収集運搬業者(以下「一廃運搬受託業者」という。)に対し、同項に規定する管理票を交付しなければならない。

3 一廃運搬受託業者は、その受託した事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合は、前項の規定により交付を受けた管理票を市長に提出しなければならない。

- 4 市長は、一廃運搬受託業者が受託した事業系一般廃棄物の運搬を終了したと認めるときは、管理票に規則で定めるところにより、必要な事項を記載し、当該一廃運搬受託業者に回付しなければならない。
- 5 **前項**の場合において、一廃運搬受託業者は、当該運搬を委託した事業者に対し、市長から回付を受けた管理票を送付しなければならない。
- 6 市長は、事業者が**第1項**に定める管理票を提出しないとき、若しくは一廃運搬受託業者が**第3項**に定める管理票を提出しないとき、又は提出された管理票に虚偽の記載があると認めるときは、当該事業系一般廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(技術管理者の資格)

第30条の2 法第21条第3項に規定する市が法第6条の2第1項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者は、次のいずれかの資格を有する者とする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(**前号**に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。**次号**において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) **前各号**に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

## 第2節 産業廃棄物の処理

(産業廃棄物の処理責務)

第31条 事業者は、その事業活動に伴って排出される産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

(併せ産業廃棄物の処理及び届出)

第32条 市は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

- 2 **前項**の規定により産業廃棄物の処理を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(処理施設の受入基準等)

第33条 事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。以下同じ。)は、市の処理施設に産業廃棄物を運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

- 2 市長は、事業者が**前項**に定める受入基準に従わない場合は、当該産業廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否するものとする。

## 第4章 事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理

(事業用建築物の所有者等の減量義務)

第34条 事業用の建築物の所有者又は占有者(以下「事業用建築物の所有者等」という。)は、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理を図らなければならない。

(減量計画書)

第35条 事業用の建築物のうち規則で定める大規模なもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者又は占有者(以下「事業用大規模建築物の所有者等」という。)は、規則で定めるところにより、事業系廃棄物の減量に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

(事業系廃棄物管理責任者)

第36条 事業用大規模建築物の所有者等は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理並びに前条に定める計画書の実施に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者(以下「事業系廃棄物管理責任者」という。)を選任し、市長に届け出なければならない。事業系廃棄物管理責任者を変更したときも、また同様とする。

(事業系廃棄物等の保管場所の設置)

第37条 事業用建築物の所有者等は、当該建築物又はその敷地内に、事業系廃棄物及び再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

2 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、事業系廃棄物及び再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第38条 市長は、事業用大規模建築物の所有者等が第35条若しくは第36条の規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が第37条第2項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者等又は建設者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第39条 削除

(受入拒否)

第40条 市長は、事業用大規模建築物の所有者等又は建設者が、第38条の規定による勧告に係る措置を講じなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(開発事業に関する事前協議)

第41条 規則で定める開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画の策定に当たっては、当該開発事業の完了後に当該区域から生ずる廃棄物の適正な処理方法等について、あらかじめ市長と協議しなければならない。

#### 第5章 生活環境の清潔保持

(地域の清潔保持)

第42条 土地及び建物を占有し、又は管理する者は、その占有し、又は管理する土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力をして地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

(公共の場所の清潔保持)

第43条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾、海岸その他の公共の場所を汚してはならない。

2 前項に定める公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保持し、かつ、みだりに廃棄物が捨てられることのないように適正に管理しなければならない。

3 土木、建築等の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、公共の場所に当該物が飛散し、又は流出することによって生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。

4 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を公衆に配布し、又は配布させた者は、その場所に宣伝物等が散乱した場合は、速やかに当該宣伝物等を回収し、適正に処理しなければならない。

(土地の管理)

第44条 土地を占有し、又は管理する者は、その占有し、又は管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられることのないように適正に管理しなければならない。

2 前項に定める者は、その土地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

(改善勧告)

第45条 市長は、前2条のいずれかの規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認める者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

#### 第6章 生活環境影響調査結果の縦覧等

(生活環境影響調査結果の縦覧及び意見書の提出)

第45条の2 市長は、第45条の3各号に掲げる一般廃棄物処理施設(以下「施設」という。)の設置に係る届出又は法第9条の3第8項に規定する施設の変更に係る届出をしようとする場合においては、市長が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果及び法第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類(以下「報告書」という。)を、第45条の4に定める告示を行った日の翌日から起算して30日間、市長が指定する場所において公衆の縦覧に供さなければならない。

2 当該施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、前項の規定により縦覧に供された報告書について、生活環境の保全上の見地からの意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に意見書を提出することができる。

(非常災害に係る縦覧期間の特例)

第45条の2の2 市長が法第9条の3の2第1項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における前条第1項の規定の適用については、同項中「30日間」とあるのは「30日以内で非常災害の状況を勘案してなお市長が必要と認める期間」とする。

(対象施設の種類)

第45条の3 報告書の公衆への縦覧及び意見書提出の対象となる施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 法第8条第1項及び政令第5条第1項に規定するごみ処理施設
- (2) 法第8条第1項に規定するし尿処理施設
- (3) 法第8条第1項及び政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(縦覧等の告示)

第45条の4 市長は、法第9条の3第2項の規定により報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、次の各号に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置の場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の能力(施設が最終処分場である場合にあつては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- (7) 縦覧の場所及びその期間
- (8) 意見書の提出先及びその期限
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(委託を受けた者による生活環境影響調査結果の縦覧等)

第45条の5 第45条の2、第45条の3及び前条の規定は、法第9条の3の3第1項の規定による届出について準用する。この場合において、第45条の2第1項中「市長は」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は」と、「第9条の3第8項」とあるのは「第9条の3の3第3項において読み替えて準用する第9条の3第8項」と、「市長が実施した」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が実施した」と、「告示」とあるのは「公表」と、「30日間」とあるのは「30日以内で非常災害の状況を勘案してなお市長が必要と認める期間」と、「市長が指定する場所」とあるのは「当該施設の設置の場所(当該施設の設置の場所に備え置くことが困難である場合にあつては当該施設の設置者の最寄りの事務所)」と、同条第2項及び前条各号列記以外の部分中「市長」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」と、同条中「第9条の3第2項」とあるのは「第9条の3の3第2項」と、「告示」とあるのは「インターネットの利用その他の適切な方法により公表」と読み替えるものとする。

## 第7章 廃棄物処理手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第46条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第1に定める処理手数料を徴収することとし、その徴収方法はこの条例で定めるほか規則で定める。

2 前項の処理手数料のうち、家庭から排出される可燃性のごみ、不燃性のごみ及び粗大ごみで市が収集、運搬及び処分を行うものに係る処理手数料(以下「家庭系廃棄物処理手数料」という。)は、地方自治法第231条の2第1項の規定により可燃性のごみ及び不燃性のごみについては市長が指定するごみ袋(以下「有料指定袋」という。)による収入の方法により、粗大ごみについては、粗大ごみ処理券による収入の方法によりそれぞれ徴収する。この場合においては、領収書は発行しないものとする。

(家庭系廃棄物処理手数料の納付)

第46条の2 前条第2項に規定する家庭系廃棄物処理手数料の納付は、可燃性のごみ及び不燃性のごみについては有料指定袋を、粗大ごみについては粗大ごみ処理券をそれぞれ購入することにより行うものとし、既納の家庭系廃棄物処理手数料は還付しない。

(証紙の種類及び形式)

第46条の3 有料指定袋の券面額は、5円、10円、20円、30円及び50円とし、その形式は、規則で定める。

2 粗大ごみ処理券の券面額は、200円、300円、500円、1,000円及び1,500円とし、その形式は、規則で定める。  
(有料指定袋の売りさばき)

第46条の4 有料指定袋は、市又は市長が指定する有料指定袋売りさばき人(以下「指定袋売りさばき人」という。)において売りさばくものとする。

- 2 市長は、前項の指定袋売りさばき人を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、直ちにこれを告示するものとする。
- 3 指定袋売りさばき人は、規則で定めるところにより有料指定袋を市長から買い受けるものとする。
- 4 指定袋売りさばき人は、これを返還して現金の還付を受け取ることができない。ただし、有料指定袋の種類及び形式を変更し、若しくは廃止したとき、又は第2項に規定する指定袋売りさばき人の指定を取り消したとき、その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- 5 前各項に定めるもののほか、有料指定袋の売りさばきに関し必要な事項は、規則で定める。

(粗大ごみ処理券の売りさばき)

第46条の5 粗大ごみ処理券は、市又は市長が指定する粗大ごみ処理券売りさばき人(以下「処理券売りさばき人」という。)において売りさばくものとする。

2 市長は、[前項](#)の処理券売りさばき人を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、直ちにこれを告示するものとする。

3 処理券売りさばき人は、規則で定めるところにより粗大ごみ処理券を市長から買い受けるものとする。

4 消印し、又は著しく汚損し、若しくは破損した粗大ごみ処理券は、無効とする。

5 処理券売りさばき人は、これを返還して現金の還付を受けることができない。ただし、粗大ごみ処理券の種類及び形式を変更し、若しくは廃止したとき、又は[第2項](#)に規定する処理券売りさばき人の指定を取り消したとき、その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

6 [前各項](#)に定めるもののほか、粗大ごみ処理券の売りさばきに関し必要な事項は、規則で定める。

(産業廃棄物の処理費用)

第47条 市長は、法第13条第2項の規定により、産業廃棄物の処理費用として、市内で発生した産業廃棄物を市内に事業所を有する事業者が搬入する場合は10キログラムまでごとにつき210円を、その他の場合は10キログラムまでごとにつき360円を徴収する。

(一般廃棄物処理手数料等の減免)

第48条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときその他規則で定める事由に該当するときは、[第46条](#)に定める処理手数料及び[前条](#)に定める処理費用を減額し、又は免除することができる。

(一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請手数料)

第49条 一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業又は浄化槽清掃業の許可等を受けようとする者並びに当該事業の従業者証等の交付を受けようとする者は、申請の際に[別表第2](#)に定める手数料を納入しなければならない。

## 第8章 雑則

(報告の徴収等)

第50条 市長は、法第18条に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の占有者その他の関係者に対し、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入検査)

第51条 市長は、法第19条第1項に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 [前項](#)の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

3 [第1項](#)の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第9章 罰則

第53条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) [第21条の2第2項](#)の規定による命令に違反した者

(2) [第27条の2](#)の規定による命令に違反した者

(両罰規定)

第54条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、[前条](#)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して[同条](#)の過料を科する。

## 附 則

1 この条例は、平成6年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、[第30条](#)及び[第35条](#)から[第40条](#)までの規定は、規則で定める日から施行する。

(参考 平成6年市規則第123号で第30条及び第35条から第40条までの規定は、平成7年4月1日から施行。条例第37条第2項の規定は、平成7年4月1日以降に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する通知が行われる建築物から適用)

2 [第46条](#)及び[別表第1](#)並びに[第47条](#)の規定は、施行日以後の処理に係る手数料又は処理費用について適用し、同日前の処理に係る手数料又は処理費用については、なお従前の例による。

3 [第49条](#)及び[別表第2](#)の規定は、施行日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

4 御津町及び灘崎町の編入の前日に編入前の御津町及び編入前の灘崎町が発行した粗大ごみシールは、[第46条の3](#)に規定する粗大ごみ処理券とみなす。

5 旧御津町の区域内において排出される粗大ごみ(編入前の御津町のごみの分別区分による。)で、市が収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物処理手数料は、[第46条](#)の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、粗大ごみ1個につき300円とする。



- 6 旧灘崎町の区域内におけるし尿処理については、この条例の規定にかかわらず、平成22年3月31日までの間、なお従前の例によることとし、同日までの収集に係るし尿処理手数料については、36リットルまでごとにつき300円とする。
- 7 旧瀬戸町の区域内におけるし尿処理については、この条例の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、なお従前の例によることとし、同日までの収集に係るし尿処理手数料については、100リットルまで750円とし、100リットルを超える場合は、この額に50リットルまでごとに375円を加算する。
  - 附 則(平成8年市条例第16号)  
この条例は、平成8年7月1日から施行する。
  - 附 則(平成9年市条例第31号)  
この条例は、平成9年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成10年市条例第5号)  
この条例は、平成10年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成10年市条例第44号)  
この条例は、平成10年10月1日から施行する。
  - 附 則(平成12年市条例第5号)抄  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成12年市条例第14号)  
この条例は、平成12年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成12年市条例第117号)  
この条例は、平成13年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成15年市条例第58号)
- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 市は、平成16年4月1日施行を目途として、事業系廃棄物の不正排出の防止対策等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
  - 附 則(平成16年市条例第18号)  
この条例は、平成16年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成16年市条例第53号)  
この条例は、規則で定める日から施行する。  
(参考 平成17年市規則第28号で平成17年3月1日から施行)
  - 附 則(平成17年市条例第81号)  
この条例は、平成17年3月22日から施行する。ただし、第21条の次に1条を加える改正規定は、平成17年7月1日から、第32条の改正規定は、公布の日から施行する。
  - 附 則(平成18年市条例第124号)  
この条例は、平成19年1月22日から施行する。
  - 附 則(平成20年市条例第44号)
- 1 この条例は、平成21年2月1日から施行する。ただし、第46条の3の改正規定及び第46条の4中「売りさばき人」を「処理券売りさばき人」に改め、同条を第46条の5とし、同条の前に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定にかかわらず、旧御津町、旧灘崎町及び旧瀬戸町の区域内においては、この条例の施行の日から1年間、この条例による改正前の岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例附則第4項及び第8項の規定により、なお従前の例によることとされていた指定ごみ袋による家庭系廃棄物の排出を行うことができる。
  - 附 則(平成20年市条例第59号)  
この条例は、公布の日から施行する。
  - 附 則(平成21年市条例第72号)  
この条例は、公布の日から施行する。
  - 附 則(平成22年市条例第36号)  
この条例は、平成22年7月15日から施行する。
  - 附 則(平成23年市条例第32号)  
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第45条の2第1項の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。
  - 附 則(平成23年市条例第86号)  
この条例は、公布の日から施行する。
  - 附 則(平成24年市条例第21号)  
この条例は、公布の日から施行する。
  - 附 則(平成24年市条例第58号)  
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年市条例第46号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年市条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年市条例第44号)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第30条の2の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1第2項の表の規定は、この条例の施行の日以後の処理に係る処理手数料で、同日以後に納付するものについて適用し、同日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則(令和2年市条例第17号)抄

1 この条例中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の岡山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第47条及び別表第1の規定は、第1条の規定の施行の日以後の処理に係る処理費用又は処理手数料について適用し、同日前の処理に係る処理費用又は処理手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和3年市条例第77号)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1第2項第2号の表の規定は、この条例の施行の日以後の処理に係る処理手数料について適用し、同日前の処理に係る処理手数料については、なお従前の例による。

別表第1(第46条関係)

1 一般廃棄物(し尿を除く。)処理手数料

区分		金額	備考
一般廃棄物	事業系	10キログラムまでごとにつき 150円	事業活動により生じたものであって、市の処分施設に搬入されたものに限る。
	家庭系	有料指定袋(第46条第2項に規定する市長が指定するごみ袋)を使用して排出する場合 大袋(45リットル) 50円 中袋(30リットル) 30円 小袋(20リットル) 20円 特小袋(10リットル) 10円 超特小袋(5リットル) 5円	
		2,500円以内で品目別に規則で定める額	家庭から排出される粗大ごみで、市が収集し、運搬し、及び処分するものに限る。
動物の死体		1体につき 1,570円	排出者が自らごみ焼却場に搬入したものを除く。

2 し尿処理手数料

(1) 定額制

一般家庭及びこれに準ずるもので便槽を使用する人員が固定しているもの。ただし、便槽の構造又は使用の状態により著しく収集量が多量となるものを除く。

次表により算定した額の合計額

区分		金額	備考
基本割		1戸当たり 月380円	月1回の定期収集を行うものについて算定する。ただし、月2回以上の定期収集を要するものについては、1回目においてこの料金を算定する。
人頭割		使用人員 1人当たり 月420円	
特別料金	再収集料金	1戸当たり380円と1人当たり210円との合計額	月2回以上の定期収集を要するものについて、2回目以降に算定する。
	特殊便槽料金	1便槽1回につき 470円	張り水を要する無臭便槽について加算して算定する。
	特別作業料金	1戸1回につき 140円	収集車から便槽までの汲取可能な最短距離が40メートルを超えるものについて加算して算定する。

(2) 従量制

事業所その他定額制によりがたいもの及び不特定多数の者が使用するもの並びに通常の定期的収集以外に使用者からの要請により収集するもの

次表により算定した額の合計額

区分	金額	備考
----	----	----

基本料金	仮設便所	1基1回当たり 3,000円。ただし、収集量が216リットルを超える場合は、その超える部分が36リットルまでごとに470円ずつ加算する。	
	上記以外	1戸1回当たり 収集量が36リットルまでごとにつき 470円	
特別料金	特別作業料金	仮設便所	収集車から便槽までの汲取可能な最短距離が40メートルを超えるものについて加算して算定する。
		上記以外	

別表第2(第49条関係)

種別	金額
(1) 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1件につき 18,000円
(2) 法第7条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	1件につき 18,000円
(3) 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業許可申請手数料	1件につき 18,000円
(4) 法第7条第7項の規定による一般廃棄物処分業許可更新申請手数料	1件につき 18,000円
(5) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業変更許可申請手数料	1件につき 18,000円
(6) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業許可申請手数料	1件につき 18,000円
(7) 許可証再交付申請手数料	1件につき 2,000円
(8) 従業者証交付申請手数料	1人につき 300円
(9) 従業者証再交付申請手数料	1人につき 200円